

別添（第6項関係）

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）

「令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査業務）業務委託」

令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査業務）業務委託の「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか事前に審査を受け、所要の適格認定を得て入札に参加しなければならない。

当該入札参加資格確認の手續等については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加しようとする者は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局へ提出しなければならない。

記

1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

* 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参し、及びその提出書類について説明することが望ましいが、郵送による申請を可とすること。

郵送により事前審査を受ける場合には、申請書類を入れた封筒に申請者の氏名、住所等を表記の上、当該調達業務の名称とその入札参加資格確認申請書類が在中していることを明記して書留郵便で提出期限（受付期間の最終日）の前日までに必着させること。郵送の場合には、必要な確認等は電話で行うこととするため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適合となるので注意すること。

（1）受付場所

紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課内

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2785

ファクシミリ番号 073-427-1523

（2）受付期間

令和3年6月23日（水）から令和3年7月1日（木）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

（1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）（様式5：要領の別記第2号様式）

イ 法人にあつては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

ウ 法人にあつては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては、住民票

エ 印鑑証明

オ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明

※ 発行後3ヶ月を経過していないもの。

カ 都道府県税について未納がない旨の証明書

キ 同種の契約実績があることを証する書類

「直近5年において同種同規模の契約実績があること（民間実績を含む。）」に関するもの< 当該入札公告日「令和3年6月23日」から過去5年間に契約した同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。> :①又は②の書類

* 「同種同規模の契約実績」とは、「業務種目：大分類『11測定・検査・調査研究等』の小分類『11調査研究・統計作業（社会経済分野）』」において相当(当該発注業務と同類の業務内容)する業務で、その契約金額がこの入札公告で発注する業務の契約金額に相当(当該発注業務の予定価格の概ね50%以上の契約金額)するものの契約実績である。

①当該同種の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約実績同等(同種)認定申請書(様式6)、契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等

②当該同種の業務に係る民間等との契約実績を証する書類(同種の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約実績同等(同種)認定申請書(様式6)、契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書・履行(完了)証明書等の写し等

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

(1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請書の記入等に使用する印は、競争入札参加資格者名簿への登載において役務の提供等の契約、入札等に使用すると届け出ている印鑑とすること。

(イ) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によること。

(ウ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(エ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(オ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

キ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより2(1)イ~カの提出書類を当該書類に代えることができる。

4 審査結果の通知

申請者には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により令和3年7月7日（水）までに通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の入札において必要となるので、申請者(入札者)において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

(1) 「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(ファクシミリを除く。)により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の(3)により行うものとする。